

Title	波斯戦役以後の雅典に於ける社会思想
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.9 (1926. 9) ,p.1051(1)- 1114(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19260901-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

開店御披露のため本月中
 實費御調製可仕候夏服の
 御用命は是非當店へ

三田四國町七ノ七

(豊國銀行横)

慶應義塾
 御用 **桑原洋服店**

電話高輪三九一四(呼出)

メガネ

の御用は

正確にして

廉價な



慶應義塾大學病院指定
紫鳳堂眼鏡店

麻布材木町電停際
 電話青山七四〇番

三田學會雜誌 第二十卷 第九號

波斯戰役以後の雅典に於ける社會思想

高橋誠一郎

吾人が「古代希臘上期の詩歌中に現れたる社會狀態」三田學會雜誌第二十卷第五號所載の結末に掲げたる雅典の僭主ピシストラトスは實にアツチカ高地の多數小農民より形成せらるゝ高地黨の陣頭に立てるものなりき (Herod., I. 59)。彼れは單に其の一族をして常に最高の官職を保持せしむるに努めて、大體に於てソロンの憲法を維持せりと雖も、而も唯り名義上の自由を享有するに過ぎざる小農民及び農業労働者が地主に對して其の收益の大部分を支拂はざるを得ざる舊制度を廢止せり。而して彼れは其の富裕なる反對黨がアツチカより退去せるに乗

じて、其の所有地を沒收するを得たり。彼れは是れに由りて取得せる土地を小分して、其の幾分を曩きに是れ等の所有地上に勞作しつゝありし農場勞働者に、其の幾分を貧困なる雅典の住民に讓渡せり。是れ等新農民は今や其の享受せる配分の所有者たるに至れるものにして、單に其の收益の一割を地租として支拂ふの義務を有したるに過ぎず。而して這般の地租は後に至りて五分に輕減せられたるものゝ如し。加之ならず、ピシストラトスは是れ等新農民をして必要なる農具及び役畜を購入するを得せしむるが爲めに屢々彼れ等に金子を用立てたり。彼れが斯くの如き獎農策に出でたるは蓋し二個の目的より來れるものなり。第一には民衆をして府内に群居せしむることなく、之れを地方に分散せしめ、適度の收入を享有して、一身一家の事務に忙はしく、公務國事に關與するの欲求をも餘暇をも有することなからしめ、第二には土地の周到なる耕作に由りて國家の收入を増加せんとするもの是れなり。即ち彼れは收益の十分一税を徵せるが故なり。(Arist., Ath. Pol., xvi.)

雅典人が初めてツラキアに於て幾多の國外植民地を取得せるも亦た彼れの治

世なり。斯くの如き植民地建設の努力は之れを此の時代に於けるコリントス又はミレトスの活動に比する時は敢て誇るに足るものには非ざるも、然もそは雅典の商業發達に貢獻する所極めて大なるものありき。而して彼れの締結せる隣接諸市との同盟は又た雅典の新興商業を獎勵する所ありき。(M. H. W. Laistner, Greek Economics, 1923, p. xv.)

ピシストラトス家の僭主政治の後を承けたるクリステネス (Κλεισθένης) が庶民の援護に依り、貴族黨の首領イサゴラス (Ισάγορας) の反抗と闘ひて遂行し得たる改革は民主々義的基礎の上に種々なる要素の内部的調和を行はんとするの目的に出でたるものなり。(Herod., v. 63-73; vi. 131.) 地方及び異郷よりの來住に由りて都市の人口は既に著しく増加を來しつゝありしが、 그리스セネスの改革は當時アツチカに居住せる多數の異郷民及び被放民に雅典の市民權を賦與して、市民の數を増加し、雅典人をして一層進歩的なる人民たらしむるに資せり。

雅典と等しく僭主の支配に陥れる市邦の一にメガラあり。凡そ紀元前六百三十四年の頃にテアゲネス (Θεαγένης) は庶民に與して貴族黨を破り、暫く政權を掌握

せりと雖も、其の死に先立ちに放逐せられたり。民主黨が一時主權を把持しつゝ、ありし時代に其の財産の全部を剝奪せられて亡命せる貴族中に悲歌作者テオグニス (Theognis) あり。彼れは固より貴族に對して其の同情の全部を傾注せり。彼れは「善」及び「勇敢」(ἀγαθοί, εὐθρανοί) をして「截然」惡「及び」怯懦 (κακοί, δειλοί) と對置せしむ。彼れの詩歌に於ては貴族は即ち前者にして、庶民は即ち後者なり。斯くの如き語は當時に於ては這般の政治的意義に常用せられたる所にして、後世に於けるが如く倫理的意義に使用せらるゝとなかりしなり。而して詩人は系圖正しき貴族階級が「山羊の毛皮を着し、全然命令をも法律をも知るとなき」賤民の爲めに顛覆せしめられたることを悲嘆す。(Theognis, vv. 350-1.)。彼れは、メガラは、猶ほ變せざるも、其の人民は悉く同じからず、黄金の爲めに貴族は卑しき平民の娘と結婚せんことを期圖し、而して曾つて「善」なりし者は今や卑賤と爲れることを痛哭す。大地主より成れる貴族階級の傍らに富裕なる市民階級は發生し、兩者は、臆がて雜婚によりて混合し、同質の支配階級と爲る。テオグニスは下層階級と等しく財力階級を蔑視す。「人間が清淨なる手を以て正當に取得せる富は永續するも、而も或る人が飽くこと

なき利得欲に驅られて不正且つ不相當に之れを取得し、または偽誓によりて貪り取れる場合には、彼れは其の瞬間に於ては洵に幾分の利得を獲得せるの觀あるも、而も遂には禍害を招ぐに至る可し。悪行には必ず惡報あり。唯だそは非行者其の人の上に來らずして、其の子孫の上に應報せらるゝことあるのみ。(Elegies, 197-208, 729-750.)

二

希臘に於ける民主政治の發達は又た波斯戰役によりて促進せられたり。強敵波斯に對し、希臘全土は今や其の全力を結合して當るに非ざれば勝算なきを觀たり。兵士の一般徵募は約二十年内外に於て普通選舉を誘致せり。雅典は其の海上に於ける勢力によりて聯盟の主位に立てり。同市は有利なる商業上の獨占を享有し、通過税及び聯盟諸市の貢納並びに司法上の料金によりて多額の收入を取得し、而して又た脱盟者より沒收せる土地は屢々其の分配を同市に委ねられたり。雅典市は是れに由りて其の稠密なる市民の費用に應ずることを得たるなり。平等獨立なる市邦の聯盟として出發せる所のものは三十年を出でずして雅典人の

帝國(αρχή)と化せり。雅典人は希臘人の自由の廢墟の上に一個の帝國を建設せるなり。

雅典人は「希臘帝國」を領有せり。雖も、而も彼れ等自身は最も民主的なる國家の市民なりき。キモーン(Kimon)の追放は貴族黨より其の最も有力なる代表者を奪へり。民主黨は今や完全に國務を支配し得るに至れり。海上權を掌握し、繁盛なる外國貿易と製造工業とを有する雅典は一小市邦の舊態を一新せり。ペリクレス(Perikles)時代に於けるアツチカ市民は半ばは土地より、半ばは生産的企業に對する投資より其の收入を取得しつゝある少數の富者と多數の小農民及び工匠より組成せられたり。謂はる「工匠」(δημιουργοί)は陶工、大工、石工及び金屬工のみならず、醫師及び藝術家をも包括するものなり。此の國の農業は早く既に其の全人口を支持すること能はずして、雅典の住民は第五世紀及び第四世紀の交には其の食料品の半ば以上を輸入に俟たざるを得ざるに至り、外國穀物は黒海の北岸より輸入せられたり。之れに對して同國より輸出せられたる主産物は橄欖油、無花果、蜂蜜、陶器等なりき。農業は營利的見地より經營せらるゝに至り、土地は次第に橄欖

栽培に供用せらるゝに至れり。奴隸制度は雅典市民の經濟生活に取りて必要缺く可らざるものにして、彼れ等の總べては其の業務を遂行するが爲めに一定の奴隸勞働を必要とせり。而して第五世紀の中葉よりして著しく自由工匠の數を減少せしむるの傾向を生じたり。即ち少數人民の間に於ける富の増加は奴隸勞働によりて經營せらるゝ製造場の設立を誘起し、之れが指揮監督の任に當れる者も亦た、縱令ひ奴隸には非ずとするも、被放民より成るに至れるが爲めなり。而して諸般の貨物が貿易商人を通じて取得せらるゝに至るに連れて、小商人及び小企業家も亦た其の獨立を失へり。小工業も亦た次第に居留外人、被放民及び奴隸の手中に歸し、奴隸所有者は屢々其の奴隸をして業務を開始せしめ、其の收入の歩合を徴收せり。

斯くの如き雅典の資本主義的傾向は當然貧民の増加を來さずんば止まざりき。キモーンに對抗して國內に於ける更らに民主的なる黨與の首領と仰がるゝに至りたるペリクレスは庶民の利益を目的とせる諸般の法規を通過せしめて彼れ等の歡心を買へり。國庫は管だに人民全體の必要に應ずるのみならず、各個の私人

の費用にも亦た應ず可き共同基金の一種と爲れり。ペリクレスは其の資産大ならざりしが爲めに惜みなく與ふるの點に於て他の民主黨首領及び煽民政治家と競争すると不可能なるを知り、公収入の分配に由りて自己の力の足らざるを補足するの策を案出し、テオリコン(τὸ θεῶν κῶν)並びにダイカスチコン(μυθὸς δίκαστικῶς, τὸ δικαστικῶν)及び其の他の俸給の支拂を以て民衆の意を迎へんとせり。

テオリコンは劇場入場料なり。當初は劇場入場料の徴收なく、何等入場の権利なき者をすら混じたる多人數の群集犇めき合ひ、當時雅典人の所有せる唯一のものなりし木造劇場の棧敷を破壊するの危険大にして、又た事實斯くの如き事故起りしが故に、這般の災害を避くるが爲め、場席を二オボリを以て販賣することに決せり。斯くの如き入場料は劇場を修理するの義務を有し、賃借料として國家に幾許かを支拂へる劇場賃借人(θεατρῶν, θεατρούχης, ἀγορεύων)に支拂はれたるものなり。(Ulpianus, ad Demosth. Olynth. i.)。然るにペリクレスの時代よりして雅典の貧民をして演劇を觀覽せしむるが爲めに、共同軍資金より一人宛二オボリを分配することを爲れるなり。(Libanius, Argum. ad Demosth. Olynth. i. Schol. Lucian. Timon. 49)。這

般の下附金は漸次祭禮及び献祭の如き他の行樂の際に之れを要求せる市民に對しても亦た分配せらるゝに至れり。バナテナエア祭(τὰ Βαναθηναῖα)テオニシア祭(τὰ Θεοῦ δῶτα)エレウシニア祭(τὰ Ἐλευσίνια)サルゲリア祭(θαργήλια)の闘技及び競技の費用は幾分個人によりて負擔せられたるも、國家は之れに充つ可き金額を留保せり。國庫は又たオリンピックア競技(τὰ Ὀλυμπία)ピチア競技(τὰ Πίθια)ネメア競技(τὰ Νεμέα)イストミア競技(τὰ Ἴσθμια)の費用の一部を支出せり。テオリカを收受するの特權は市民簿登録によりて取得せられ、分配は個人的及び種族的に行はれたり。(クリステネスは舊種族(ἄρχαία)を廢止し、アツチカの地理的區分に從ひ、古英雄の名を以て呼ばれたる新なる十種族を創設せり Herod., v. 66-67.)。外住者は何ものをも收受することなし。身分高き人々は初めは他の惠與と等しく之れを受くることを屑しとせざりしが、デモステネス(Demosthenes)の時代に於ては彼れ等も亦た甘じて之れを收受せり。テオリコンはペロポネサス戰役の末期に於て廢止せられたるも、民主政治復活後に於て再び下附せらるゝに至れり。古法に從へば、行政の餘剰金は戰時費として使用せらる可きものなり也(τὰ περισσῶτα κομίσματα τῶν διοικήσεων εἶναι

(*οπαριετικά*)。然るに今や人民は國庫收入の全餘剰が常にテオリカの分配の爲めに使用せらる可きことを要求するに至れり。而して煽民政治家イッビュロス (*Ἰσχυροῦς*) は、苟も再びテオリカを以て戦費に供用せられざるを得ずと提議する者は死刑に處せらる可きものと做すの法案を通過せしめたり。デモステネスは雅典人が巨額の軍資金を保有しつゝありしも、而も之れを祝祭に蕩盡し去れることを長嘆せり。アポドロロス (*Ἀποδωρόπουλος*) は第一百〇六オリンピックの第四年に於て餘剰金が軍用に供せらる可きことを提議せるが爲めに、彼れは一時其の目的を達したるに拘らず、十五タレントンの罰金に處せられたり。而してイッビュロス其の人すら後年に至りては、テオリカが軍用に供せらる可きことを提議せり。史家ヒロコロス (*Ἡρόδοτος*) に従へば、一切の公金は第一百十オリンピック第二年にデモステネスの主張によりて軍務に供用せらるゝに至りたるも (*Frag.*, 1811, p. 26)。賤劣不信の煽民政治家は屢々人民に對する下附金の給與を提議し、軍資金の内より極めて多額を控除して之れに充つることを得しなり。 (*Fickelscherer, De Theoricis Atheniensium Pecuniis, 1877.*)

ダイカスチコン、即ちヘリアエア (*Ἡλιαία*) 法廷に出務する審理官 (*δικαστῆς*) に對する支拂は平時に於て定期的に支拂はる、俸給中最大なる項目を占むるものにして、アリストオテレスは之れが創始者を等しくペリクレスに歸せり。 (*Petit, II. 10.*)。アリストファネス (*Ἀριστοφάνης*) の喜劇雲 (*Νεφέλαι*) 中の人物ストレプシアデスが其の初めて審理官として受けたる一オボラスを當時六才なりし其の子に玩具の車を購ふが爲めに與へたりと云へるに徴して (*NEB.*, 863) ダイカスチコンは最初僅かに一オボラスなりしものと一般に推定せらる。而もそは煽民政治家の爲めに急速に増額せしめられたり。 (*Aristot. ap. Schol. Aristoph. Vesp. 682. Schol. Ran. 140; Poll. viii. 113; Hesych. s. v. ἀρεστικόν; Suid. s. v. ἡλιασταί*)。審理官に對するトリオボロン (*τριώβολον*) 即ち三オボリの支拂は第八十八オリンピックの第四年に上演せられたるアリストオファネスの「騎士」 (*Ἴππεύς*) 第八十九オリンピック第二年の「蜂」 (*Μελισσῆς*) 及び第九十一オリンピック第二年の「鳥」 (*ὄρνιθες*) の中に散見する所なり。 (*Eq.*, 51, 255; *Vesp.*, 607, 682, 688, 797, 1116; *Vs.*, 1540)。アリストオファネスは貴族黨に屬するものにして、其の作「騎士」は實に煽民政治家クレオン (*Κλέων*) を攻撃するを目的とせる

ものなり。クレオンは特にトリオボロンの賛成者として指摘せられ(Eg. 257)而して彼れは人民に媚ぶるが爲めに彼れ等に告ぐるに、古き神託に依れば、審理官の手當がアルカディア邦に於ては五オボリに上騰す可きを以てせり。(Eg. 797.)

古代に在りては外國兵にして他國の軍務に服せる者を除き、軍隊は何等の手當をも受くることなかりき。而して兵役に服する市民に對して手當を支給するの制度を創始せる者も亦たペリクレスなり(Ulpianus, ad Demosth. *περὶ οὐραίας*, p. 50 A.)。支拂は二個の相異なる名稱を以て行はれたり。其の一は兵士の現實の服務に對して支拂はるゝ給金(*μισθός*)にして、彼れが其の武器及び被服の費用を控除したる後に於ては之れを貯蓄することを得るもの、他は糧食に對する扶持(*ἀντιποιεῖον*)にして、そは實物を以て給與せらるゝこと殆んど絶無なりき。兵士は自由民なるが故に、國家は高給を支拂はざるを得ず、而して自由民にして進んで此の危険なる任務に當り、生命を賭して其の義務を遂行するにせんか、彼れ等は少くとも扶持を受くるの資格あるものと思惟せられたり。然れども將帥の待遇は比較的厚からず。蓋し彼れ等と普通の兵士との距離は現今に於けるが如く、さまで大ならず、而して

彼れ等は又た名譽ある地位によりて十分なる補償を受くるものと看做され、且つ戦利品及び貢納によりて報償せらるゝの機會を有するが故なり。甲兵(*οἰκτεται*)の給金は一日二オボリ以下に降りしとなく、食料手當も亦た同額に達せり。斯くの如きはデモステネスの時代に於ても尙ほ普通の率なりき。斯くて彼れは甲兵の食料手當を一ヶ月十ドラククメ騎兵の其れを三十ドラククメと做せり。而して従者は常に別個の支拂を受くるものには非ざりき。斯くの如く兵士は其の給金及び食料手當を合算して一日四オボリの報酬を受けたるを以て、其の生命は一般に「テトロポロンの生命」(*τετραποβόλου βίος*)と稱せられたり。(Eustathius, ad *Odys.*, p. 1405; ad II, p. 951. ed. Rom.)。然れども兵士の報酬は常に如上の高を維持せるに非ずして、時に依り事情に従ひて彼れ等は屢々之れよりも多額の支拂を受けたり。ペロポネサス戦役の初め、ポチデアを攻圍せる甲兵は各々一日二ドラククメを收受せり。其の内一ドラククマは自己の受くる所にして、他は其の従者に對するものなり。(Thucydides, III. 17.)。此の場合には疑ひもなく給金及び食料手當は共に各々三オボリなりしなる可し。而して士官、即ちロコス(*λόγος*)の指揮官たるロカイ

ユス (*λογιστής*) は概して其の二倍將官 (*στρατηγός*) は四倍を受くるに過ぎざりき (*Xenoph., Cyr. Exped.* VII. iii. 19; cf. *ibid.*, VII. vi. 1.)。騎兵隊は歩兵隊と著しく相違せる待遇を受け、其の給金若しくは食料手當は往々にして二倍乃至四倍に達することありしが、雅典に於ては三倍なるを常例とし、甲兵が二オボリの食料手當を受くれば、騎士は一ドラククマを收受するの習ひなりき。 (*Demosth. Philipp.* I, p. 47.)。水兵の給金も亦も不定なりしが、ペロポネサス戰役の初期に於ては雅典人は之れに日給及び食料手當を合して僅かに三オボリを與へたるに過ぎず。而も彼れ等は海員を激勵し、其の數を増加するが爲めに往々一ドラククマを與ふることありき。 (*Herodotus*, III. 17; VIII. 45, 29.)。

不具廢疾に由りて生計を取得し得ざる者 (*ἀνύπατος*) 並びに父の戰死に由りて孤兒と爲れる者を成年と爲るまで扶持給養するの制度は特に雅典人のみに屬せるものなり。 (*Ploutarch., Cimón*, 10; *Aristeides, Panathenæicus*, I. p. 331. ed. Cant. 而もアリストオテレスは曰く、彼れの時代に於ては此の最後の制度は他の諸國には存するも雅典には存在せずと。 *Pol.*, II. 5.)。戰爭の爲めに不具と爲れる者を給養するの制

度を創始せる者は前記ピシストラトスなりと稱せらる。 (*Ploutarch., Solon*, 31. 或ひは曰く、斯くの如き規定は其の起源をソローンの法律に發すと。 *Schol., Aeschin.*, ap. *Taylor. ad Lys.* V. p. 739, ed. Reiske. et ap. *Reisk.* III. p. 738.)。雅典は初め生活の必需品を缺ける一人の市民をも有することなく、何人も乞食の行爲によりて其の國民を辱かしむることなきを誇りとせり。 (*Isocrates, Areop.*, 38.)。然るにペロポネサス戰役の結果として課税の源泉涸渫したる時、貧困の脅威は到る處に甚しく、這般の援助を必要とする者の數尠なからざるに至れり。是に於て乎、國法は無能力者に對する惠金の下附を三ミナ以下の財産を所有する者に限定せり。 (*Harpocration, Suidas, Hesychius.*)。然れどもソクラテスの時代に於てすら斯くの如き高の所得は極めて瑣々たるものにして、這般の惠金を受理せる者の總べては事實上殆んど無資力なりしなり。而も雅典人は此の恩金の下附に際して頗る吝かなりしものと思惟せらる可きに非ず。演說家リシアス (*Ῥητορική*) は或る人が這般の扶助料を受くるの資格あるとを立證するが爲めに其の演說の草案を作れるが、此の人は其の收入を以て自己の生活を維持すること能はずと主張せられたるも、兎に角一定の職

業を續行せること確實にして、時折は馬に乗ることすらありしが如し。(縦令ひ、そは自己の馬匹に非ず、又た彼れが柎杖の助けなくして歩行し得ざりしが爲めなるも)。此の恩金は人民の命令(*δημόκρατα*)によつて授與せらるゝ所なりと雖も(Herald. Anim. in Salm. Observ. ad I. A et R. III. 8. 4)各個人の審査は五百人院に屬し(Eschin. in Timarch. p. 123; Harpocrat. Suid. Hesych.)支拂は「十分の一年期」(*ποταμία*)毎に行はれたるが故に、一ブリタネイア中に其の審査を委附せるものは次のブリタネイアまで待たざるを得ざりき。(Aeschin. ut sup.)。リシアスの時代に於ては斯くの如き恩金の高は一オボラスなりしが、其の後生計獲得の困難増加せる際に、其の率は二オボリに増加せしめられたり。而して老衰者、不具者、廢疾者及び孤兒等這般の恩惠を受くる者の數は縦令ひ Johannes Meursius の推定がスイダス(*Νουδακ*)の辭典中に於ける誤れる見解に基けるものとするも(Lect. Att. VI. 5)恐らくは五百人以下に降りしこと非ざる可く、一人宛一オボラス若しくは二オボリとすれば、之れに要する經費は少くとも五乃至十タラントンに達したるなる可し(Augustus Boeckh, Staats-haushaltung der Athener, 1817. II. 17.)。

市民にして民會に出席する者は又た其の給金(*μίσθοι ἀρχηγοιατικοί*)を支給せられたり。這般の給金は少くともペリクレスの施政の初期に於ては未だ支給せられざりしが如し。アリストファネスは其の「婦人議會」(*Γυναικῶν Σύνοδος*)に於て議員の給金に就きて述べて曰く「高潔なるミイロニデスが政權を握れる時代に於ては何人と雖も金の爲めに國務を執るものなかりき」(*ἡμίση* (Eccles., 302.))。而してミイロニデスはペリクレスと同時代の將軍なり。(Thuc., I. 105, 108; IV. 95.)。初めて議員に對して一オボラスの給金を支給するの制度を創始せる者はカリストラタス・バルネイデスなり。(Append. Vaic. Proverb. III. 35.)。是れ實にアリストファネスの「婦人議會」の上演せられたる紀元前三百九十二年春に先立つ久しき以前なるも、而も吾人はカリストラタスの人物に就いては全然知悉することなきが故に、其の精確なる年代は明かならず。此の議員の給金が三オボリに増加せるは恐らくアギルリスが前記セオリコンを復興せる第九十六オリンピアード第三年にして「婦人議會」の上演せらるゝ少しく以前のことなりしなる可し。給金増額後に至りて貧民の民會に出席するもの多きを加へたりと稱せらる。「婦人議會」の作者曰く「曾つて

議員が僅かに一オボラスを受くるに過ぎざりし時は、人民は飾圈を戴きて安座空談するの常なりしが、今や彼れ等は極めて煩しき厄介者と爲れり」と(Eccl. 302 sq.) 彼れは又た四百〇八年に初めて上演せられたる其の「富神」(Πλοῦτος)中に於て曰く、彼れ等は議會に於て此の少額の爲めに絶えず互に相争ふと。(Pitt. 329.)。然れども富者は常に公會より遠ざかることを喜び、元老院は何等大なる勢力を有することなく、民衆は閑暇あるがまゝに屢々集合して一切を決定するの傾向ありしが故に、アリストオテレスは兩階級の健全なる混合を來さしむる爲めに、富者にして民會に出席せざる時は、彼れ等に罰金を課し、貧者のみに給金を給與す可きことを主張せり。(Polit. IV. 4; cf. IV. 6.)。五百人院の給金(μισθός βουλευτικός)は同院の各集會日に對し一ドラクマを支給せられたり。(Hesych. in v. βουλῆς ἰαγεία; Xenoph. Hell. II. 3. 18.)。而して雅典は其の人民が彼れ等の政權行使に對して支拂を受けたる唯一の國家に非ずして、同一の制度は煽民政治家によりてロドスに於ても亦た開始せられたり。(Aristot. Polit. V. 5.)。(Boeckh, a. a. O., II. 14.)。

古代の國家は又た公費を以て支給せらるゝ醫師を有し(Xenoph. Mem. Socrat. IV.

2. 5; Platon, Gorgias, § 23) クロトナの名醫デモステデズは雅典に招聘せられて一
百ミナを受け、後サモスのポリクラテスによつてニタラントンを給與せられたり。
(Herod. III. 131.)。國家は又た公費を以て支給せらるゝ教授及び藝術家を有せり。
市政官の數の如きも亦た能ふ限り多數の人をして之れに對する報酬に與ること
を得せしむるが爲めに頗る大なりしなり。斯くて雅典は同市が僅かに二萬の市
民を有するに過ぎざりし時代に於て六千の法官を有せり。即ち市民の約三分の
一は日々法官として出座せるなり。是に於て乎、かのアリストファネスが其の「蜂」
中に嘲笑せるが如き裁判熱は必然生ぜざるを得ず。而して市民は是れが爲めに
凡ゆる有利有用なる業務を嫌忌するに至れるのみならず、又た詭辯を弄し、訴訟を
是れ事とするものゝ爲れり。斯くて全市は法律若しくは裁判に關する何等眞の
知識を有するとなき無手法無思慮なる似而非法律家及び公事師を以て滿さるゝ
に至れり。彼れ等は洵に三オボリの日給の爲めに緬羊の如くに其の外套にくる
まりて、着席し、政黨首領の傀儡として行動しながら、國務に執掌しつゝあるもの
思惟せるなり。(Boeckh, a. a. O., II. 14.)。

加之ならず、無數の祝祭、演技及び饗宴舉行せられて一般人民に對し無料を以て提供せられ、而して其の發起人は國家の繁榮を犠牲として自己の聲望を求めたり。獻祭は神の爲めよりも寧ろ貧民の爲めに舉行せられたり。(cf. Xenoph., de Rep. Ath., 2. 9.)。而して彼れ等は祝祭の爲めに如何なる海軍の計畫よりも大なる金額を投費せり。(Demosth., Philipp., I.)。斯くて第九十二オリンピアード第三年には大パナテナイアの舉行に際し競技審判官 (*aglobetai*) に對して五タラントン及び一千ドラツクメを、獻祭者に五千百十四ドラツクメを國家の財寶中より支拂ひ、是れより一オリンピアード以前には競技審判官は同一祝祭に際して七千百四十ドラツクメを收受せり。(Inscript. 147. 2d Prytan.; Inscript. 144. Pryt. 3. Hem 3.)。

ペリクレスは又た同盟諸邦よりの貢納 (*phoros*) を財源として雅典に大土木事業を起し、以て庶民に職を與ふるの策に出でたり。彼れは希臘全體の共同金庫をデロスより雅典に移し、同國をして其の無制限なる支配を行はしめたり。(Diod., XII, 38.)。彼れは雅典の人民に教へて曰く、同盟諸邦は一頭の馬、一隻の戰艦若しくは一人の兵士をも支給せざるに、雅典人は蠻夷の攻撃に抗して彼れ等同盟諸邦を防禦

するが爲めに長く奮闘せるものなるが故に、雅典人は是れ等の貢納に關して同盟諸邦に責を負ふ可きものに非ず、此の金子は之れを收受せる者が、之れを受くるの條件を履行したる以上は之れを與へたる者の有に非ずして、受けたる者の有なり、而して今や雅典市は戰爭に取りて必要な總ての物件の準備蓄積に於て缺くる所なきが故に、彼れ等は其の富の餘剰を工事に轉用し、其の完成せられたる後に於ては長く萬代不易の名譽を彼れ等に與へ、目下其の進行中に於ては、惜みなく其の全住民に十分なる支給を行ふ可きものなりと。(Ploutarch., Pericl. 12; cf., Isocrat., *Euphraz.* 29.)。是れ等の工事は凡ゆる技工及び職工を召集し、凡ゆる勞働者を使用し、殆んど全市をして事實上國家の支拂を受くるものたらしめたり。戰爭に堪ふる壯丁は國庫よりの支拂を受けて國外に干戈を執りつゝあるが故に、國內に留まれる訓練なき技工の大衆も亦た國庫の支給に與ることなきの境涯に放任せしめらる可きに非ず、而も彼れ等は靜坐無爲にして之れを與へらる可きものに非ざるが故に、ペリクレスは這般の大土木工事を起せるなり。(ibid.)。

斯くの如き社會狀態は之れに参加すること能はざる多數奴隸の存在を除きて

は當さに財貨共有に接近せるものと稱するを得可し。然れども雅典の民衆が尙ほ這般の狀態に甘んぜずして、一種の共產主義的社會改造に由りて、怠惰者の理想郷の實現を思慕しつゝありし事實は、かのアリストファネスの喜劇「婦人議會」に依りて窺知することを得るなり。洵にプラトーンの所言の如く、貧富兩階級の隔絶は社會の致命的分割を來し、單一市邦内に二個の交戰國を構成しつゝありしなり。(Rep., IV. 432.)。斯くの如き時代は應がて又た希臘哲學をして迂遠無效果なる自然研究より轉せしめて、直接現前の社會を對象とする政治的研究に向はしめずんば止まざりき。

三

希臘文化の中心たる雅典は其の勢力の最高頂に到達したる時代に於てすら、決して哲學的研究の自由を尊重せるものには非ずして、其の預言者を遇するに假借なき傳統的峻嚴を以てするの傾向ありき。然れども植民地に於ては、新精神の氣息が未だ希臘本土に到達することなき久しき以前に於て既に斯くの如き不利なる事情の勢力をして著しく薄弱ならしめたる諸傾向の作用しつゝありしを見る。

希臘生活の新郷土への移植は必然從前の思想的傾向を動搖せしめずんば已まざりき。儀式的遵守並びに民族的神話中に體現せられたる宗教的信仰は其の細根が地方的環境並びに其の附着せる具體的地點及び物體より引離されたる時、其の強直性と必然性の幾分を失はざるを得ざりき。加之ならず小亞細亞に於ける植民地の住民は當時に於ける最高の文化と接觸するの機會を有し、海上及び商業民族たる彼れ等に對して開かれたる世界の新知識は又た絶えず彼れ等の心象を擴大し、神話的迷信を破壊しつゝありしなり。而して彼れ等の活動的冒險的生活によつて蓄積せられたる富の急激なる増加は知識的生活に取りて必要なる閑暇を彼れ等に與へたり。斯くて新たなる知識的運動は先づ其の中心を殷盛富裕なるイオニア人の都市ミレトスに於て看出せり。一見多數の要素より構成せらるゝの觀あるも、而も其の一を他に變形せしむるの變化を受け得可き自然界の謎に惑はされたる人々はタレース(Thales)の時代よりして凡ゆる要素の基を成し、凡ゆる要素の發出する單一の物質的基體を發見せんことを企圖せり。萬有は水より出で、水に歸ると做せるタレースは實に神話的宇宙起源説を排斥して、科學的研究

の路を開きたる最初の人なりき。

而してサモス島より來れるイオニア人ピタゴラス (*Ἰθαγόρας*) の學徒はイオニア哲學者の大多數の如く自然的要素の齊一を物質的實體に歸せしむることなく、之れを更らに非物質的なる數の原理に求めたり。斯くの如き原理は又た容易に人間行爲の倫理的の世界に適用せらるゝを得るなり。ピタゴラスは正義を以て自己の等倍數なりと做せり。平方數は等一の部分より構成せらるゝが故に完全なる調和なり、而して正義は平方數なりと定義せらるゝならば、正義は等一部分より構成せらるゝ、國家の概念に基礎を有するものゝ爲らざるを得ず。數は其の諸部分の等一が存する限り平方なり。國家は其の諸部分の等一によりて傑出する限りに於て公正なり。而して正義は斯くの如き等一の保存なり。然らば如何にして這般の等一は保存せらるゝや。そは自己をして過大ならしめ、其の犠牲者をして過小ならしむる侵略者より其の侵略の凡ゆる利得を奪ひ、而して完全に之れを喪失者に還付するに由りて保存せらるゝなり。斯くて正義は更らに報償 (*το ἀποτίμητον*) として定義せらる。プラトーンは其の「國家篇」に於て此の正義の概念を探り

て、之れに與ふるに更らに精神的なる内容と更らに深遠なる哲理とを以てせるなり。後のピタゴラス學徒の或る者は正義の概念に對して其の數の原理を適用するに止らず、神が此の世界を支配するが如く睿智の神權によつて國家を支配す可しと做す政治學說を唱道せり。傳説は又たピタゴラス自身がプラトーンの「國家篇」中の上層階級の如く、哲學を以て訓練せられ、彼れ等と等しく其の哲學に據りて國家を支配しつゝある若き人々より成る三百人の講團をクロトナに創設し、十人一團と爲りてスバルタのシスシチア (*τῶν Σούθρια*) に類せる共同食事を行へりと云ふ。「朋友の財貨は共有財産なり」(*κοινὰ τὰ φίλων*) と云へる彼れの原則は等しくプラトーンによつて唱道せられたる共產主義の先鞭なりと解釋せらる。然れども斯くの如き傳説及び解釋は後世がプラトーンの觀念を以てピタゴラスの心意を解釋せるものにして、恐らく夫子は是くの如く説くことなかりしなる可し。(Ernest Barker, *Greek Political Theory, Plato and his predecessors*, 1918, pp. 47-48.)。彼れを以て共產主義を唱道せりと做す最初の典據たるエピタローロス (*Ἐπιταρχος*) (Diogenes Laertius, X, 2) 及び史家タウロメニウムの *Timaeus* (*ibid.*, VIII, 10.) は彼れの時代を去ること頗

る遠くして信頼するに足らず。而してラエルテのダイオゲネス (Diogenes) の「哲學者傳」(Philosophi Biog) (VIII. 10) 紀元第二世紀の羅馬人 Aulus Gellius の「ナツチカの夜」(Noctes Atticae, I. 9. 12.) 第三世紀の基督教傳道師 Hippolytus Romanus の Philosophumena (I. 2. 12.) 新プラトーン派の哲學者 Porphyrius (Iloφούραος) の「ユサコラス傳」(Vit. Pyth., 20) 同じくイアムプリオス (Iampryos) の「ユサコラス傳」(Itepi τοῦ Πυθαγορείου Βίου, 30, 72, 168, 257, etc.) ヨザンチウム時代の希臘學者ポチオス (Pothos) の「語彙」(Λέξων Συνοψισμός) の *κοινὴ* の項目等後世の諸著は斯くの如き傳説を引用して之れを流布せしめたり。而も是れより以前に於ける諸書は毫も之れを記することなきか若しくは又た却つて彼れが學徒の間に於ける私有財産の證據を示すものあるなり。(Diog. Laert., viii. 1. 15, 39) (Albert Augustus Trever, A History of Greek Economic Thought, 1916, p. 52, note.)。ピタゴラスの講社は主として貴族及び富裕階級より成れるものにして縱令其の創立に際しては何等特殊の政治的目的を有せざりしとするも、クロトナに於ける三百人の講團の如き緊密なる秘密結社が漸次大なる政治的勢力を取得するに至る可きは極めて自然なる徑路にして、而してそが貴族政治若しくは寡頭

政治に傾けることも亦た其の團員の社會的地位より推して之れを想像するに難からざる可し。這般の貴族的排他的なる團體が嘗だにクロトナに於ける民主黨員の間のみならず、其の反對に立てるもの、間に於てすら嫉視と敵意とを激生せることも亦た容易に推知せらる可し。而して彼れ等の激生せる憎惡は應がて同講團の破壊を導けるなり。ピタゴラス及び其の學徒は共產主義史上に於て何等の地位をも有するものに非ざるが如し。(cf. P. Guiraud, La Propriété foncière en Grèce jusqu'à la conquête Romaine, 1893, pp. 574f, 7-11; A. Souchon, Les Théories économiques dans la Grécantique, 1898, pp. 136-39; Eduard Zeller, Die Philosophie der Griechen, 1889, I. i, 317, n. 1, 318, n. 2.)

縱令其紀元前第五世紀後期以前の自然哲學者が如何に大なる注意を政治的生活に向つて拂ひたりとするも、彼れ等の政治的理論は蓋し彼れ等の宇宙學の派生物に過ぎずして變化の世界が生せしめらるゝ物質的基體を發見せんとする彼れ等の企圖に伴ひて生じたるものなり。若し夫れミレトスの哲學者アナクシマンドロス (Anaximandros) が自然的要素を以て、正義の判決を受け、其の不正に對して相

互に罰金を支拂ひつゝあるものと做し、是れに由りて變化の現象を説明せるが如きは (Hermann Diels, *Fragmente der Vor-Sokratiker*, 1912, 9) 單に人間界と物質界との間に對比を求めたるに過ぎず。而してエフェソスの哲學者ヘラクリトス (*Heraclitus*) の政治學に關する言説として表示せらるゝものも亦た政治理論の表明たるよりも寧ろ七賢人流の方法を以てせる脈絡なき箴言の性質を有するものには非ざるか。 (Barker, *op. cit.*, p. 51.) 貴族黨たる彼れは波斯軍の敗北後に於ける民主黨の勢力隆々たるを嫌惡し、其の高き地位を抛棄して田園に退隱し、其の幽居裡の晩年に「自然論」 (*Natural Philosophy*) を草し、之れをアルテミスの神殿に託して長逝せるなり。

ヘラクリトスに従へば、萬有は流轉す (*παντα ῥεει*)。吾人は同一の流に再び浴することに得ず、蓋し新たなる水は絶えず流入しつゝあるが故なり。何物と雖も實在に非ず。唯だ化成衰滅のみ存す。變化其の者を除きては何物も永續現實に非ず。其の一時的形態に於ける世界も、諸神其の者も究竟の破壊を免るゝものに非ず。人間は夜の燈の如くに明滅す。生は變じて死と爲り、死は生に遷る。萬有の分解せらるゝ、究竟單一の基體 (*ousia*) は火なり。「恰も商品が金と交換せられ、又た金が

商品と交換せらるゝが如く、萬物は火と變じ、火は萬物に變ず」。ヘラクリトスは一切の現象を以て最も美しき調和を生ずる不滅の火の運動に於ける相反する傾向及び勢力の競合なりと觀たり。管だに萬物は他の或る物に變じつゝあるのみならず、絶えず其の反對の物に變じつゝあるなり。總べての實在は相反する原質の衝突、相戰へる力の緊張より生ず。火は生の原質、水は死の其れにして、水火は永遠に相闘ふ。ホメーロスが「願はくは争闘が神々及び人々の間に滅絶せしめられんとを」と祈願せるは非なり。彼れは斯く云ふによりて此の世界の破滅を祈念しつゝあるを知らざりしなり。蓋し彼れの祈願にして聽許せられんか、一切諸物は悉く消滅す可きが故なり。相反する傾向の間に於ける闘争は萬物の父、全實在の王なり、而して彼れは或るものを神たらしめ、他を人間たらしめ、又た或るものを奴隸と爲し、他を自由民と爲せり。 (*τοῖσιν πάντων γένεσθαι ἑαυτοῦσιν ἀπὸ τοῦ πυρός, καὶ τοῖσιν γένεσθαι ἐλευθέρους, τοῖσιν δὲ ἀσφάλοισιν γένεσθαι δουλοῦσιν ἐπιόχου τοῦσιν δὲ ἐλευθέρους*.—*Fragm.*, *op. cit.*, 44 84.)

生物は男女兩性によつて産出せられ、調和音は高低の音調によつて生ぜしめら

る。海は最清淨にして又た最不淨なる水なり。魚は之れを飲み、之れに依つて活くることを得るも、而も人間は之れを飲むことを得ずして、之れによつて其の身を亡す。「神は晝にして又た夜、冬にして夏戦争にして平和、飢餓にして飽滿なり。然れども彼れは恰も火が種々なる烟(香)を混ずる時は隨意に各々の名稱を有するが如く、種々なる形態を現す。(Ibid., 30.)。世界の調和は立琴と樂弓との其れの如く相争へる衝動の調和なり。(Ibid., 45.)。」「相反するもの、競合は有利にして、最も美しき調和は矛盾より生ず、而して總べてのものは争闘に由つて存在するに至る。(Ibid., 46.)。」「隠れたる調和は顯れたる調和よりも良好なり。(Ibid., 47.)。爰に説かれたる争闘は本然に於て一つなるものが、二つに分離せるものにして、特殊と全體、結果と動力、實在と無有との間に存する矛盾なり。一切の生活は變化なり。而して變化は争闘なり。斯くの如き思想は又たヘラクリトスをして倫理的な生活に關する暗示的なる論述を行はしめたり。「神に取りては一切諸物は美、善且つ正なり。而も人間は或る物を不正とし、他を正とす。(Ibid., 61.)。正、不正は輕重、温冷、多少と等しく相對的の名辭なり、而して善惡も亦た同様なり。病人を切り、焼き、刺し且つ苦

悶せしむる醫師は斯くの如き行爲の後、彼れ等が之れに對して何等適當なる報酬を得ざることを愁訴す。何等の不正も存することなかりしならんには、人は正義の名を知らざりしなる可し。健康をして快適幸福たらしむるものは疾病なり、豊富をして快適幸福せしむるものは飢餓なり、而して安靜をして快適幸福たらしむるものは疲勞なり。「凡ゆる人々の欲求が悉く満足せしめらるゝも、そは彼れ等の利益を増加するものに非ざる可し。(Ibid., 104.)。

ヘラクリトスは其の實際哲學に於ては彼れが普遍的能力と呼べるもの (κοινὴ νόσος) と理知の種々なる種類に特有なる能力 (ἰδίᾳ διορίστος)、換言すれば總べてに共通なる理性と各個に相關的なる覺官との間に區別を立つ。吾人は前者に依つて指導せらる可きものにして、後者に依る可きに非ず。覺官的經驗は不完全にして凡ゆる種類の錯覺の根源なり。完全なる知識は唯り神々にのみ與へらる。然れども知識の進歩は人間に取りても可能なり。吾人が變轉的假現の領域の上に超出して眞實在、即ち支配的法則に到達し得るは唯り普遍的理性に據る。總べての人法は絶對強固なる單一の神法によつて支持せらる。諸法は此の單一なる神法

の放射なり。諸法は精神及び外界の共通原質、即ち火の體現なり。斯くの如き思想の傾向は又たヘラクリトスをして貴族主義的性質を探るに至らしめたり。曰く「是に於て乎、吾人は共通のものたる睿智に従ふ可きものなり。而も睿智は共通なりと雖も、多數は宛然彼れ等が彼れ等自身の睿智を有するかの如くに行動す」。然れども「民衆は如何なる睿智若しくは感覺を有するか。多くは惡にして、善なるもの極めて小なり」と。(ibid., 92.)

四.

自然科学はペリクレスの全盛時代に於て小亞細亞なるクラゾメネのアナクサゴラス(*Anaxagoras*)と共に雅典に將來せられたり。而してアナクサゴラスの門下にして、傳説に従へばソクラテスの師なる雅典のアルケラーオス(*Archelaos*)は最後の物理學者にして、最初の道德學者なりと稱せらる。彼れは法及び正義に就きて講義を行ひ、初めて人事界に於ける自然(*physis*)と法律(*nomos*)との間に於ける有名なる區別を立て、貴賤は慣習によつて(*nomos*)存するものにして、自然による(*physis*)に非ずと教へたり。人々の思索は大宇宙の謎より小宇宙の謎に轉じ行けり。初期

に於ける希臘思想の自然的傾向は不平なく疑問なく國家の定法と其の支配とを承認するに在りき。人間は何人とも雖も其の起源を知ることなき古來の慣習の下に生死す、未だ成法は生ずるに至らずして不變の慣習は人間の生活を指導せり。然れども歴史の進展は徐々に人的秩序の鞏固安定をして其の根柢に於て動搖を來さしめつゝありしなり。植民は新たな法律を有する新たな國家の人爲的形成を來さしめたり。新たな宗教運動は生じたり。立法者は幾多の國々に於て活躍し始めたり。成法が國々によりて相違するの事實は疑ひもなき所なり。是に於て乎、人々は遍く斯くの如き變化の底に或る單一なる基體、即ち謂ゆる「自然」(*physis*)の存するや否やを問題とせざるを得ざるに至れり。イオニア人の心胸を支配したる物質の問題は今や人間の問題と爲れり。吾人は曾つてイオニア哲學者によりて現視的世界の單一にして永續的なる物質的基礎と多數にして可變的なる現象との間に劃せられたる區別に相當する *physis* 即ち永久的本性 *νομος* 即ち因襲的多様の對立に當面せざるを得ざるに至れり。(Barker, op. cit., pp. 55-56.)

歴史の進展が斯くの如き結果を導きつゝある間に、人知の發達も亦た同一方向

に向ひつゝありき。新たなる資料は旅行家によりて蒐集せられ、ヘロドトス(Herodotus)以前の散文史家によつて記録せられたり。種々なる民族及び種族の風俗習慣に關して知悉せらるゝ所多く、而して第五世紀の雅典人が比較人類學に大なる興味を有したるの事實はヘロドトス中に看出さるゝ豊富なる比較人類學的詳述の克く立證する所なり。自然兒たる原始民族暴力をも争闘をも知らざる圓滿幸福なる北風の彼方なる住民(Thesopropos)若しくは惡化せられざる亞弗利加人の單純素樸の美俗は社會改良家をして財産及び妻子の共有を主張せしむるに資す可きものなり。比較人類學的研究は又た原始的慣習の多樣極まりなきの事實に由りて人々を驅つて自然的若しくは普遍的法則の存在を疑はしめずんば止まざりき。而して又た波斯戦役の如き國防上の大戦は國民的及び個人的自識を大ならしめて結局思想の自由に對する衝動を興へざるを得ざりき。洵に雅典人は其の國防上の大任を遂行し得たる時、彼れ等はアリストオテレスの所言の如く、哲學的冥想に取りて必須なる閑暇を享受するを得しなり。(Eth. Nic., X. vii.)「彼れ等の富が彼れ等に一層の閑暇を興へ、彼れ等が卓越に關し一層大なる憧憬を有するに至

りたる時、波斯戦役後、其の高貴なる行爲は又た其の心意を高揚せしめ、何等の區別を行ふことなくして愈々廣き研究を求め、凡ゆる種類の知識を追求するに至らしめたり。政變は獨立擁護戰の直後に現れたり。雅典人がデロス聯盟の盟主と爲れるの事實は彼れ等の自負を強め、而して自國內に起りたる政變は一般人民に對して議會及び法廷内に於ける討論の機會を興へたり。(ibid.)

實にソヒステ(Sophists)はサラミス灣頭的大海戰以後に成長したる新時代の若き雅典人の要求を滿すが爲めに起れるものなり。巡回教師の一團は其の周圍に富める者の子弟を集へて之れを教授しつゝ、各市の間を漂浪し始めたり。彼れ等の教課は實證科學の原理、自然哲學者の學說、詩文の解釋及び批評、新たに成れる文法の初歩、修辭術及び辯論術等より成れりと雖も、而も彼れ等は人をして實際生活、殊に公生活上成功を得せしむ可き直接實際上の目的を中心として教育を施せり。即ちプラトーンの對話篇中に現るゝアブデラのソヒスタ、プロタゴラス(Protagoras)はソクラテスの間に答へて曰く、彼れの弟子たる者の受く可き教育は善く公事及び私事に通達するの道にして、是れに由りて彼れは最も克く自家を支配す可

き道を學ぶと共に、彼れは又た國務に關して最も善く行動し演説するを得可きなりと。(Protagoras, 26.) ソヒステは又た倫理學及び政治學の主題を教へんことを揚言せり。正義とは何ぞ。法律とは何ぞ。國家とは何ぞ。法廷若しくは議會に於て發言する者は宛然是れ等名辭の意義を了知せるが如き態度を以て言説す。ソヒステは彼れ等をして、一般に使用せられつゝあるが如き名辭が果して克く一定明確なる意義を有するや否やを思考せしめたり。

ソヒステの時代は希臘に於ける「啓蒙」の時代なり。彼れ等に於て其の最大なる説明者と代表者とを看出せる西紀前第五世紀の啓蒙期は第十八世紀に於ける其れと等しく傳統的信仰に對する合理主義的反抗の時期を表示す。而して兩者は共に批評的懷疑的反省力の運用に由りて喚起せしめられたる知的革命を経ずして期待せらるゝこと能はざる深玄なる哲學的研究殊に社會制度に關するの先蹤を爲せり。哲學に胚胎せる批評的精神は今や哲學其の者に反應し、知識其の者に對して批評的考察は加へられたり。ソヒステは知の主體に對して眼を向けたり。萬有存立の問題を解決し、確然不動の基礎を設定せんとする哲學的研究の紛然歸

一する所なき結果は終に懷疑的無關心を生せしめたり。プロタゴラスの懷疑論は前述せるヘラクリトスの萬有流轉説を大前提とし、デモクリトス(Demokritos)の感覺論を小前提と爲せる三段論法の結論なり。萬有の理性は基體として物質中に存在す。可覺的世界は不斷の變體なり。諸覺官は單に經過し去れる事物を知覺せしむるに過ぎず。彼れ等は不變必至且つ普遍なるものを顯示することなし。從つて吾人にして若し眞理を知悉せんとせば、吾人の欺瞞的なる覺官以外の根源よりして之れを誘導せざる可らず。即ち吾人は反省力即ち理性に訴へざる可らず。然るにデモクリトスに従へば、反省は即ち感覺の連續に過ぎざるものにして、之れと本質的に相違することなし。斯くて若し感覺にして可變不定且つ欺瞞的なると同時に、知識の唯一の根源なりとせば、必然一切の知識は不定なりとの結論を生せざるを得ず。何人とも雖も自己の感覺以外に何物をも知ることなし。感覺に由りて吾人に與へられざる事物は吾人に取りては存在することなし。吾人の感知する所のものは總べて吾人に取りて其の存在を有す。ミレトス學派の謂ゆる「元質」も、エムペドオクレス(Empeдоклес)の「元素」も、アナクサゴオラスの「叵種」も乃

至デモクリトスの「原子」も悉く皆な何等眞實の價値なき純乎たる假定說にして論證せらる可きものに非ず。人に取りては彼れが知覺し、感知し、且つ經驗せるもの以外に何等の眞理なし。一切の活動を通じて客觀的普遍的の眞理あることなし。ソヒステと共に新たなる哲學的直觀の原則は生じたり、即ち主觀論相對論是れなり。吾人以上の秩序が吾人を束縛するものに非ず。一切は人間の思想傾向に基くものにして、人は即ち萬物の尺度、換言すれば、存在する物、在ると云ふ事、及び存在せざる物、無しと云ふ事の尺度と爲る。(πλευρῶν ἡγορητῶν μέτρον ἡδονῶτος, τῶν μὲν ὄντων ὡς ἔστι, τῶν δ' οὐκ ὄντων, ὡς οὐκ ἔστιν. Fr. i. Mull. (Fragm. Phil. ii. 130); in Platon, Theaet., 152A, 160C, et sepe; Sext. Math., vii. 60; Diog. ix. 51.)

吾人は形而上若しくは倫理上の命題の絶對的眞理を認識す可き確固たる標準 (Καθ' ἑαυτῶν) を有することなし。眞も善も共に相對的のものにして、趣味、氣質及び教育に依頼するものなり。斯くて蓋然性は眞理に代り、效用は善性に代る。是れに由りて形而上の論争は全然徒爲なりと看做されたり。人は須らく眞に接近し得可き唯一の對象、即ち「自己」に就きて努力せざる可らず。人は究竟原因に關する

其の無益の思索を抛棄して、唯一の重要な問題、即ち幸福の條件に關する問題に其の注意を集中せざる可らず。幸福は自他を支配するに存す。自己を支配するは有徳たるに在り、従つて哲學は有徳たるの術なり。言語の美に俘へられて、常に形態の爲めに實質を犠牲たらしめんとしつゝある社會に於ては、他を支配せんが爲めには人は雄辯なること、即ち正しく思惟し、正しく話説することを必要とす。是に至りて哲學は又た正しく思惟し、正しく話説するの術と爲る。(Sextus Empiricus, Hypot. Pyrrhon., 1621, p. 44; Alfred Weber, History of Philosophy, trans. by Frank Thilly, 1900, pp. 60, 61; John Eduard Erdmann, A History of Philosophy, edit. by Williston S. Hough, vol. 1, 1898, p. 73)。

而して又た彼れ等雄辯術、推理術、雜多なる實用的知識、文學批評、公私生活上に於ける成功法の通俗的教師は凡ゆる人本主義的研究、即ち物質界の本質及び其の暗示せる諸問題に關與せずして、自己及び自己を圍繞する自然及び社會に對する其の關係を知らんとする彼れ等の努力に於て人間其の者の事業に關する凡ゆる研究の創始者なりき。哲學は天上より人界に移されたり、注意は外界の自然より轉

じて人間に向へり。宗教、藝術、法律、制度は今や思惟及び科學に取りて適當なる題目として主張せられたり。

五

既にも一言せるが如くソヒステが雅典に渡來せる時、先づ彼れ等職業的教師の周圍に群り來れる弟子は自然富者たらざるを得ざりき。プロタゴラスは往々にして一學生より一百ミネを受理し、希臘最大なる彫刻家ヒディアス (Dedios) 及び他の十人の彫刻家よりも多くの金を儲けたりと傳へらる。富者は元來ベリクレスが雅典に据え付けたる民主主義的制度に對して同情を有するものに非ず。彼れ等はソヒステの教へんとする所のものを切に學ばんとせり。而も彼れ等は自己の目的の爲めに之れを學ばんことを切望せるなり。彼れ等は前述せるが如き民衆的法院に於て無罪の宣告を受くるが爲めに雄辯術を習得せんことを欲せり。彼れ等は選舉場裡に於て勝利を占め、民主的勢力を抑制して、寡頭政治的に國憲を改革せんが爲めに實際的能力 (dōxē) を養はんことを欲せり。民主黨の眼には、ソヒステの教ふる雄辯法は非を是とし惡を善とするの技術として映じたり。加之

ならず事實彼れ等の間には多數の純然たる保守主義者ありき。ケオスのソヒステ、プロデイコス (Hippokrates) が其の市民的義務の履行、道德的情操の純清を以て著名なりし道學者なりし事實は彼れの作と稱せらるゝ「徳」と「快樂」との間に於ける神雄ヘラクレスの選擇の物語 (Xenophon, Mem., ii, 21-34) によりて想見するを得可し。プロタゴラスも亦た保守主義者なりしき。彼れは其の神に就て「*Μετὰ θεῶν*」の劈頭に於て「神々に關しては、余は其の存在するや否やを知ることを能はざるなり、云々」と稱し、是れが爲めに四百十一年四百人院の一員たるピンドラスの爲めに不敬神の故を以て求刑せられ、懸がて追放、焚書の刑に處せられたりと云ふ (Diog. Laert., ix, 52)。洵に彼れの教理は眞理の絶對的標準を取得するの不可能を基礎とせる不可知論の一種なりき。然れども彼れの著書は恐らくは單に神を知るの可能なることを拒否せるのみにして、彼れが這般の不可能より引ける教訓は其の市邦の禮拜する神々を禮拜し、其の國法に従つて相當の敬虔を示すの義務なりしなる可し (Barker, op. cit., 60)。彼れが其の「眞理論」 (*Alētheia*) に於て「人は萬物の尺度なり」 (*ἄνθρωπος μέτρον πάντων*) と云へるは彼れが宇宙の秘奥の基體を看出さんとするイオニア哲學者の

企圖に對して直裁なる經驗論を主張せるものなり。事物は個人の常識の量定に従つて存在し若しくは存在せず。這般の斷定は極端なる個人主義の表明たるの觀あり。事物は各人に取りては其の觀する所のものなり。吾人にして若し斯くの如き精神哲學を倫理的方面に移さんか、吾人は各個人をして正不正の標準たらしむる個人主義的倫理及び政治學說を得るなる可し。而も斯くの如きものは斷じてプロタゴラスの學說に非ず。彼れが互に相反する萬物の二個の測定 (*hōros*) 存し、而して尙ほ兩者は其の構成せらるゝ個人に取りて眞なることを承認せるは事實なりと雖も、而も彼れは是れ等兩者中の一が比較的強大なる可きを主張せり。此のより、強大なる測定は顯然正常なるものにして、そは正常なる人間によりて行はるゝ、事物の量定なり。個人の常識は畢竟共通なり。而して量定は單獨に非ずして正常なる覺官の共通なる標準に従ふ。即ちプロタゴラスは純然たる個人主義者に非ずして、人間の正常共通の覺官を信じたる經驗主義者なりと云ふ。(Barker, op. cit., p. 61.)

プロタゴラスは恰も彼れが正常なる感覺によつて知覺せらるゝことを得ず、凡ゆる其の知覺と矛盾しつゝある物的萬有の單一なる本性を信せざりしが如く、同一時代の人々の道德的感覚によりて知覺せられ實認せらるゝことなく、凡ゆる彼れ等の法制と矛盾せる人間社會の單一なる本性を信することなかりき。彼れは其の社會起源論に於て人類發達の三階段を區別せり。第一の階段は幾分自然的狀態の性質を有するものにして、人々は農工の技術を知れるも、市民的生活の政治的技術を知らず。彼れ等は都市を缺けるが故に野獸の餌食なりき。彼れ等は單なる必要よりして市民的共同團體を建設するに至る。斯くて彼れ等は發達の第二階段に到達し、爰に彼れ等は都市を創建して聯結と保全を求む。然れども彼れ等は都市を有せりと雖も、何等政治的技術の知識を有することなく、各々其の隣人を傷け、終に分散破壊せらるゝに至る。是に於て乎、第三の時代來る。ジウス神は其の使神ヘルメスを人間に派し、新設の都市に於ける秩序の原理、聯結の繼たらしむ可く「崇敬」(*Aiōs*)及び「正義」(*Dike*)を將來す。斯くして國家は終に存在するに至る。此の最後の形態に於ては國家は神によつて裁可せられ、「崇敬」及び「正義」の精神的繼によつて結束せらるゝ靈的社會なり。(Platon, Protagoras, 320D-322D.) 従つて

プロタゴラスの教旨に於ては「自然」と「法律」との對立は存することなかりしなり。
(Barker, op. cit., pp. 62, 63)。

廣義に於ける謂ゆる「德」の職業的教師 (παιδευτικὴ καὶ δικαστικὴ ἀνάγκη) として現れたる彼れ等は當時に於ける一般の意義に従つて「德」なる名辭を了解せり。(一)何物も存することなし、(二)或る物が存在したりとするも、そは知らるゝこと能はざる可く、(三)何物も存することなく、又た知らるゝこと能はずとせば、そは傳達せらるゝと能はずと稱して「虛無主義者」の名を得たるゴルギアス (Gorgias) は恐らく倫理的政治的哲學に關與する所なく、唯だ如上の所論を以て時流の物理哲學を攻撃せるものなる可く、彼れは一般普通に思料せられたるが儘に男女、兒童及び奴隸の德を叙述せり。(Platon, Meno, 71D f.; Arist., Pol., I, 13.)。而して曩きに一言せるプロディオスの「ヘラクレスの選擇」及び其の他の道德上の講義、並びにエリスのソピスタ、ヒピアス (Hippias) がネストール (Nestor) の口を借りて言へる忠言にして時代の倫理觀と矛盾せるものなりしならんには、是れ等のものは決して事實其の受けたるに等しき賞讃を贏ち得ることなかりしなる可し。後者は又たクセノフオートの記する所に

して眞ならば、正義と法律とが同一外延のものにして、公正なる者と適法なる者と
は絶對に同一なりと觀るの點に於てソクラテスと一致せり。然れども彼れは法律
を制定せる者が屢々彼れ等の制定せる所のものを排斥し變更するの事實によ
りて惱まれたり。(Xenophon, Memorabilia, iv. 4.)。

斯くしてソピスタの所論は必然彼れ等が最初の陣地を越えて進まざるを得ざ
りき。種々なる社會の慣習の間に大なる相違存するの事實が次第に承認せられ、
而して民主政治の發達が市民自ら法律を採決するの風を助長するが爲めに法律
の神聖は次第に破壊せられんとするの傾向を有せり。然れども人は法律に關す
る其の舊感情を即時に拋棄することなく、爰に純然たる成文法と倫理生活及び社
會の根柢を成せる究竟の原理、換言すれば、唯り慣習若しくは一般的合意によつて
正なるものと本質上正なるものとの間に重要な區別を設くるに至れり。從來
國家の存在に對する十分なる理由として承認せられたる自然 (physis) なる名辭は
今や人爲的のものに對する自然的のものとして法律 (nomos) に對立せしめられた
り。ヒピアスは凡ゆる國に於て同一様に遵守せられ、當に人間の制定せるものに

非ずして、神より出でたる一定の不文律の存することを承認せり。(Ibid.)。プラトンは異郷人ヒピアスをして其の雅典の聽衆に言はしめて曰く「余は法律上に於ては然らざるも、本質上に於ては諸君の總べてを悉く親戚、縁者及び同市民と思惟す。蓋し相似たるものは本來相似たるもの、親族なるも、人類の僭主たる法律は屢々暴力を以て自然に違反するに至らしむ」と。(Platon, Protagoras, 337C-D.)。

ソヒステは、原始自然の状態に在りては完全なる個人主義の行はれたるを主張せり。人は禁止なくして不正を行ふことなし。「火は希臘に於ても波斯に於ても等しく燃ゆ。而も人々の正不正に關する觀念は處に依りて異なる。」(Aristoteles, Eth. Nic., V, 1132b.)。人間は本來同一の力を有するものに非ず。従つて強者は支配するの自然權を有するか、若しくは、少くとも弱者が自己よりも有力なる者に對して自己を防護するの自然權なるもの存することなし。自然的状態は即ち總べての者が總べての者と戦ひつゝあるの状態なり。是に於て乎、政治的支配の確立は必然爾餘の人々を抑制するの目的を以て其の力を結合する一定數の個人の側に於ける合意に基かざるを得ず。ソヒステは或る場合に於ては這般の合意を以て弱

者を壓迫するを目的とせる強者間の同盟より生じ得可しと教へ、他の場合に於ては強者の暴虐に對して自己を安全ならしめんとする弱者の結合に歸せしめらる可しと説く。即ち後の場合に於ては人類の多數を形成し、且つ強者と争ふを以て不利なりと觀たる弱者は自ら不正を行はず、又た他より之れを受くることなかる可きを契約し、而して少數より成る強者を強制して彼れ等の決議に同意するに至らしむるなり。斯くて社會契約起り、是れに由りて自然は人爲の一般的合意(consensus)に對して其の眞の本能を讓渡し、爰に社會は其の存在を見るに至る。プラトンの「國家篇」第二編に於て、グラウコオン(Thrasymachos)はソヒステ流の社會契約説を陳べて曰く「不正を行ふは自然に於ては善なり、不正を受くるは惡なり、然れども這般の惡は這般の善よりも大なり。而して之れが爲めに人々が不正を爲し、又た不正を受け、兩者の經驗を共に嘗めたる時は、彼れ等は寧ろ彼れ等の間に於て不正を行ふことなく、又た不正を受くることなきを協定するに如かずと思惟す。是に於て乎、法律及び相互契約起り、而して法律によりて規定せられたる所のものは人々によりて適法にして正當なるものと稱せらる」と。(Platon, Rep., 358E-359A.)。又た

プラトーンによりて過激なるソヒステの代表者として取扱はれたるカルケドンのストラシマツコス(Θρασυμαχος)は同書第二編に於て正義に關する理論を表明せり。彼れの意見に據れば、自然權と稱するが如きものは全然存することなく、權利は國內に於ける最大なる權力が自己の利益に關する自己の見解に従つて強行する所のものに過ぎず。其の強行する所のものが強者の權利たるを弱者の權利たるを、不平等なると平等なるとは問ふ所に非ず。其の強行する所のものは總べて權利なり。若し弱者が其の利益とする所に従つて法律を制定せんか、斯くの如き法律と之れに依つて確立せらるゝ權利とは其の弱者が之れを強行し得る限り、公正且つ正當にして、彼れ等が之れを強行し得ざるに至ると共に直ちに正當ならざるに至る。正義は正に政府が政治的社會の強者たるに由りて命ずる所のものなり。(Ibid., 336A-354C.)。又たリコフローン(Λυκόφρων)はアリストオテレスによりて、法は市民が相互に正義を行ふ可きを意圖する彼れ等の間に於ける保證なりと做すの意見を有せる者として引用せらる。(Pol., III, 9.)。彼れは又た出生の貴賤は單に人々の意見の相違にして實在に於けるものに非ずと主張せるものとして傳へらる。(Arist., Fragm. 82.)。

這般の理論は其の初め道德的基礎を破壊するの意志を以て構成せられたるものに非ずして、唯だ幾分一國の法制を以て神通の立法者の命令なりと做す古來の因襲的思想に反對せるものなり。然れども人法の絶對性を破壊したる這般の批判は直ちに道德律の概念に及べり。而して這個「自然」と「法律」との對立は前掲ストラシマツカス、アグリゲンタムの修辭家ポータス(Ποτας)及びカリクレス(Καλλικλῆς)(Platon, Gorg., 482E ff. 後者は之れをソヒスタと稱し難きもの如き人々に由りて自然の權利は強者の權利なり、凡ゆる人爲の法制は時代の權威が彼れ等自己の利益の爲めに構成せる專擅なる設定に過ぎず、若し正義にして普く稱讚せらるゝとせば、そは多數の人民が之れを以て其の利益なりと見たるの事實に發せりと主張し、人間は本來強者の遵守するを要する凡ゆる法制に依りて拘束せらるゝの事實及び權力は唯一究竟の法律たることを否定するの手段たるに至れり。カリクレスは弱者によりて強者より其の勢力の正當なる權利を掠奪するが爲めに行はれたる契約の所産に過ぎずと做して總べての法律を排斥せり。(Ibid., 492C.)。法律は奴

隸道德を設定す (ὁδὴ τῆς εὐδαιμονίας . . . ἀλλ' ἀναπαύου τῆς) 而して奴隸道德は斷じて眞の道德に非ず。蓋し自然と法律とは相對立するものにして、人間生活の眞の規矩は自然なるが故なり。(ibid., 483B-C.)

斯くの如き力の哲學は特に當時の希臘國家の政治的事實に基ける所大なるの觀あり。希臘國の覇權を掌握せる雅典は其の實力に依りて凡ゆる他の市邦に對し權利の標準として自己の意志及び利益を強ふる僭主と認められたり。而して個人は當然市邦の例に従ふことを得るものと主張せられたり。而して個人的僭主たる僭主的市邦たることを問はず、凡ゆる形態に於ける僭主は一方に於ては希臘人の愛好する所なると同時に他方に於ては又た其の嫌惡する所たりしなり。ツキデイデス (Θουκυδίδης) は幾度びか雅典帝國の基礎が弱者を支配する強者の權利に存することを強調せり。雅典の大使はペロポネサス戰役前の會議に於てスパルタ人に謂ひて曰く「劣者が優者の支配下に置かる可きは常に動す可らざるの事實なりき」也。(Thucydides, I, 76, II, 63; cf., III, 37, V, 89, 105.) 然れども雅典に於ける寡頭政治の主張者等は此の僭主的市邦に反對する其の同盟諸邦に同情を

表し、富者に對する重税と貧民に對する濫給とによりて相結合せる民衆の利益の増進に終る集團的我利の一種として同市の民主政治を見たり。又た民主政治の根柢に於て「權力は正義なり」と做すの教理を看出せる雅典の寡頭主義者は必ずしも這般の教理其の者を排斥することなかりき。彼れ等の嫌惡せる所のものは此の教理よりも寧ろ其の適用なりしなり。而して他日勝利を得るの機あらんか、アルキビアデス (Alcibiades) と其の黨與は恐らく彼れ等自ら之れを反對の方向に適用せんとせるなる可し。洵にソヒステをして雅典の庶民によりて嫌惡せらるゝに至らしめたるものは寡頭主義的意見と過激的ソヒステの教義との間に存する類似なりしなり。ソヒステが貧民の購ふ力なき雄辯と政治的技倆とを富者に賦與するの故を以て既に之れに對して不信の態度を有したる庶民は、ソヒステの或る者が當時寡頭主義者の俱樂部に於て行はれつゝある意見に對して哲學的表現を與へつゝあるを感知せる時、更らに其の危惧の念を深からしむるに至れり。(Barker, op. cit., pp. 73-75).

六

得たる多數の力によつて新憲法を議決す。新憲法は婦人の共有を宣明するものなり。新婦人國の首領プラクサゴオラの良人プレビイロス其の妻に問ふて曰く「或る人が一人の娘を見て之れに對して戀情を起し、之れと同衾せんことを欲したりとせば、彼れは引出物を贈らざるを得ざる可し」。プラクサゴオラ答へて曰く「否、彼れは何物をも與へずして、彼の女と同衾することを許さる可し。蓋し女は之れと同衾せんとする男及び之れによりて子女を擧げんと欲する總べてのものに對して共同たらしめらる可きが故なり」。然らば總べての者が婦人中の最も美しきものに赴き、之れと同衾せんことを求む可しとせば如何」。之れよりも醜惡にして、之れよりも扁平なる鼻を有する婦人は此の美女の側に座せしめられ、而して、若し或る者が此の美女を戀はんか、彼れは先づ此の醜婦と同衾せざるを得ざるの定めなり。「汝の計畫は幾分の意義あり。即ちそは如何なる婦人の腕と雖も其の抱く可きものを缺くことなからしむるの用意を怠らざりしが故なり。然らば男子は如何。蓋し女子は醜きものを避けて堂々たる風采を有する者に赴く可きが故なり」。されど醜男子は美丈夫が食卓を離れつゝある際に之れを見張り、公所に於て彼れ

等を注意す可し。而して婦人は彼れ等が醜惡、矮小なる者を満足せしめたる後に非ざれば、美丈夫と同衾することを許されざる可し。「然らばリシクラテスの鼻は今や美丈夫の其れの如く誇らかなる可し」。慥かに然り。而して此の計畫は亦た民主々義的のものなる可く、上靴を穿てる者(老人)が「先づ順番を譲りて、而して後、余が事を濟して汝をして第二番目を行はしむるの時を待て」と稱するの時、そは更らに氣高き者及び環を着けたる者を愚弄するところ爲る可し。「然らば吾人が斯くの如き生活を爲すの時、各人は如何にして自己の子を區別することを得可きか」。何ぞ之れを區別するの要あらんや。蓋し彼れ等は自己よりも年長けたる者の總べてを其の父なりと考ふ可きが故なり。「然らば彼れ等は知らざるが爲めに正當の權利を以て順次に凡ゆる老人の咽を絞むるを得可し。即ち今に於てすら、彼れ等が其の眞の父を知らざる際には、彼れの首を絞むることある可きが故なり。其の父の知られざる場合には、彼れ等は如何にして彼れの上に糞することなきを保するか」。然も傍らに在る者は之れを許さざる可し。以前には彼れ等は或る者が他人の父を毆打するとするも、毫も氣遣ふことなかりしも、今は或る者が一人の父の

毆打せらるゝを聞かば、何人か、其の父を毆打しつゝあるに非ざるやを恐れ、打ち驚きて彼れは毆打する者に抵抗するなる可し」。(Ecl. 611-650.)

七

妻子の共有と並んで主張せられたるものは財産分配の理想的計畫なり。シキリアの北東なるアエオリエ群島中の最大なるリバラ島の希臘移民は凡そ紀元前五百八十年の交に於て一種の共產主義的計畫を實施せりと傳へらる。此の小植民地の全領土は國有せられ、其の住民の一部によりて耕作せられしが、他の部分は軍務に従事し、殊に彼れ等と不和なりしエトルリアの海員に對する防備に努めたり。而して彼れ等は其の收穫によりて共同食事を行へり。然れども最初の施設は永續するとなき、艦がて最大なる島嶼は私人に割當てられ、二十年毎に分配を更新すると爲れり。小島は初め共同使用の状態を持續せるも、後に至りて是れ等の島嶼も亦た別個に割當てらるゝことゝ爲れり。詩人クラチイノス (Κρατεινος) は初めて *Πλοτορ* と稱する喜劇に於て理想的國家を描きたるが、然も特に著名なる假想的國家の案出者はカルケドンのファレアス及びミレトスのピツボダマスに

して、兩者は共に紀元前第五世紀の末に屬す。前者は市民間に不和軋轢を來さしめたるものは經濟的紛紜なりと做すの確信より出發して、所有地の均分を提唱し、後者は幾分埃及の種姓を模倣し、且つピサゴラス學派の影響を受けたりと想像せられ得る工匠、農民及び軍人より成る三階級を分ち、更らに土地を三部に分つの案を立てたり (大正九年版拙著「經濟學史研究」三四一三六頁參照)。固より雅典に於ては社會主義的黨派なく、又た何等眞摯なる社會主義的宣傳行はれざりしは事實にして、斯くの如きはペリクレス時代に於ける雅典の時代精神が個人主義的なりしと、希臘人殊に雅典人が紀律及び組織を深く憎惡せるの事實に因るものなる可し。(Barker, op. cit., p. 208.) 然れども人間の親族的關係を教へたるソヒステは奴隸制度を以て自然と觀るの見を排斥せり。アリストオテレスが其の「政治學」第一編第四章乃至第七章に於て論じたる奴隸制度是認論に對する攻撃はソヒステ中の或る者によつて行はれたること殆んど疑を挾むの餘地なき所なり。アルキダマス (Ἀλκίδαμος) なる修辭家は「神は凡ゆる人々を自由ならしめたり。自然は何者をも奴隸たらしめず」と主張せりと傳へらる。(Arist., Rhet., I, 13. 傍註)。奴隸所有權

に對する攻撃は容易に其の歩を一般所有權の其れに移すを得可し。斯くの如き攻撃に對して根據を與へたるもの、一は未だ文明生活の因襲に捕はるゝことなき自然人の習慣制度を理想化せんとする傾向の増加なりしなる可し。這般の傾向が妻女共有思想の根據の一を成せること既述の如し。同一の傾向は又た財産共有の觀念に對する基礎として役立てるものなる可し。是れ等兩觀念は密接なる關係を有するものにして、兩者の前提は家族及び之れと共に其の一夫一婦制度並びに私有財産制度を廢止せんとするに在るなり。斯くの如き關係は又たアリストファネスの「婦人議會」中に之れを求むるを得可し。「婦人議會」は異説なきに非ざるもプラトーンの「國家篇」の出現以前に上場せられたるものにして、前者の上演は傍註者の記入によりてポエオチア人との同盟の後二年、即ち紀元前三百九十二年春と推定せられ、後者の現れたるは凡そ三百八十七年の頃と看做さるゝ之れを以てプラトーンの「國家篇」に對する諷刺と做すは年代學的に不可能なり。而して此の喜劇を以てプラトーンが其の「國家篇」中に之れを表明するに先立ちて彼れの學堂に於て表明しつゝありし意見を嘲弄せりと做すの説は一層信じ難し。何とな

れば當時プラトーンは未だ後年に於けるが如く赫々たる名聲を有せざりしが故なり。却つてプラトーンは其の「國家篇」第五編に於て、アリストファネスの其れをも包含する共產主義に對する當時の諷刺に對接し、「苦笑の未熟なる果實を抜き取る」者を叱責せり。(Rep. p. 457.)。而して「婦人議會」中に於ける共產主義に對する諷刺が其の當時行はれつゝありし意見を嘲弄せるものに非ずとせば、此の喜劇は其の妙味の大部分を失はざるを得ざりしなる可し。

此の喜劇中に於て新婦人國の首領ブラクサゴラは其の良人と良人の友人に告げて曰く「妾が提唱せんとする所のものは萬人が萬物を共同に享有し、同一の財産に依りて生活し、或る者が殷富を極め、他が赤貧の境涯に沈淪し、一が廣大なる農圃を有し、他が自己の柩を埋葬するに足る土地をすら有することなく、一が大勢の奴隸に護侍せられ、他が一人の下男をすら有せざるが如きことなからしむるに在り。妾は凡ゆる人に取りて共通なる生活の標準を定め、而して何等の差別をも設けざらんとす」。其の良人ブレピロス問ふ「然らば汝は如何にして之れを實現せんとするか」。先づ第一に妾は土地及び貨幣並びに其の他人々の有する總べての物を萬

人に共同ならしむ可し。而して後、妾等婦人は此の共同基本よりして良妻の如く、節約を旨とし慎重なる注意を以て汝等を養ふ可し。「若し吾人の或る者が土地を所有することなきも、而も何人にも悟られざる場所に貯藏せられたる銀貨及びダイリリーコス貨 (σταθμο νόμισμα、金貨) を所有させば如何。「彼れは之れを共同基金中に提供せざる可らず、然らざれば彼れは誓を破ることゝ爲る可し。「何んぞ宣誓によりて彼れを國憲に服従せしむるを得んや。彼れは初め偽誓によりて之れを取得せるに非ずや。「然も斯くの如くして彼れが秘藏せる財貨は彼れに取りて全然何等の用途なかる可し。「其の理由如何。「總べての人は麵麩、鹽引、麥菓子、被服、酒花環、胡桃等總べての物を有す可きが故に、何人とも雖も、毫も貧困に基く惡事を爲すことなかる可し。されば彼れの有する所のものを共同基本中に提供せずして之れを秘藏するも彼れに取りて何の利益あらんや。汝にして其の利益を看出せりさせば、請ふ、與り聞かん。「而も現在に於て最大なる惡漢は財富を以て満たされたる人々には非ざるか。「君よ、洵に吾人が舊套なる法規に従へる舊制度の下に於ては彼れ等は愈々富みて愈々多くを窃取せるなる可し。然も今や一切の生活は共

同なるが故に、其の有する所のものを提供せざるも何の利益か之れ有らんや。(Eccl., 588-610.)。プレピロス更らに問ふ、然らば土地を耕作するものは誰ぞ。ブラクサゴラ言下に答へて曰く、之れを行ふものは奴隸なり。汝の仕事は晷針の影が十尺なるの時、何の苦勞もなく宴會に赴くに在るなり。「然れども吾人は何處より吾人の衣裳を取す可き。余は之れを問はざる可らず。「汝の現在有する所のものは最初先づ汝の用を辨す可く、而して吾人は爾餘のものを織出すなる可し。「尙ほ一の疑問あり。或る者が奉行に告訴せられたりさせば、彼れは罰金を支拂ふ可き貨幣を何處に得んとするか。之れを共同基本より支拂はしむるは正當には非ざる可し。「而も先づ第一に斯くの如く制度の下に於ては何等の訴訟も提起せらるゝことなきを思はざる可らず。「然らば是れが爲めに災害を受くるもの頗る多かる可し。プレピロスの友クレメネス亦た之れに同ず。而もブラクサゴラ反問して曰く、哀れなる者よ、如何なる理由によりて訴訟を生ず可きか。「神かけて、訴訟の因となる可き幾多の事項存するなる可し。先づ一例を擧ぐれば、或る者が借財を爲し、而して其の事實を否認するが如し。「一切の物が共同なるの時、汝の債權者

は何處よりして其の貸付く可き貨幣を取得す可きや。クレメネス、ブレピロスに向ひて曰く、洵に彼の女の言ふ所は悉く誤りなし。ブレピロス、然らば彼の女をして次の間に答へしむ可し。(其の妻に向ひて)或る者が宴會の後他人を毆打せりせば、彼れは何處より損傷に對して支拂ふ可き罰金を取得す可き。汝は恐らく之れに對して答ふる可き能はざる可し。彼れの食する麥菓子より。蓋し或る者が其の食物を減せられ、其の胃腑に刑罰を課せられたる後に在りては、再び從前の如く向不見なる舉動に出づるとなかる可し。(Ibid., 651-666)。而してアリストファネスが這個怠惰者の極樂淨土の抱腹す可き失敗に歸することを示したるは云ふまでもなし。

而してプラトーン (*Platon*) の理想國 (*Politeia*) は實に斯くの如き社會的思想的環境の裡に生れ出でたるものなり。彼れの「國家篇」は略々、悽慘たるペロポネサス戰爭の時代に起源を有す。プラトーンは雅典敗北の裡に其の筆を運べり。アツチカの大部分は其の敵の蹂躪に委せられて焦土と化せり。而して彼れは一時的の彌縫、改革が全然徒爲なることを感せざるを得ざりき。プラトーンに取りて

は設計を過てる船體に比す可き國家をして荒れ狂ふ海上を進行せしむるが爲めには航海術以上のものを要求す。國家にして若し不斷の浸水の爲めに沈没せんとするの危機に瀕しつゝあるならば、疾くに造船所に立ち歸りて、如何なる原理に基きて之れを組成す可きかを研究するの必要あるに似たり。而して這個新原理の上に建造せられたるプラトーンの理想的國家は純乎たる徳の帝國なりき。國家は爰に廣義に於ける正義の理想の表現と爲る。這般の目的の爲めに一切の關係は嚴然倫理的序列に従ひて形成せらる可く、社會の主要なる職能は精神的生活の段階に準じて明確に區別せらる可く、而して牢乎たる階級に體現せられ、各人は誠意を以て自己が特殊の業務を遂行す可きも、而も總べては理智の統治下に給付の全體を得るが爲めに結合す可きものなり。而して這個全體の勤務より利己的目的に由りて轉向せしめらるゝことなからんが爲め、上層階級に列る者は私有財産及び家族より脱離せざる可らず。倫理的基礎より生じたる特異なる共產主義は彼れが教義を完成するものなり。(Rudolf Eucken, *Die Lebensanschauungen der grossen Denker*, 1911, S. 42)。洵に彼れの「社會主義」はペリクレスの個人主義に對する一の

反動として見るを得可きものなり。彼れは民主政治に對して同情を有するものに非ず、彼れの理想的國家組織は法規によりて拘束せられざる貴族政治、換言すれば、哲學者の專制政治なりしなり。而して彼れは妻女の共有を論ずるに際しては幾分當時の俗論と等しく自然主義的論證を使用せりと雖も、財産の共有を主張するに當りては彼れの使用せる論證は毫も經濟的なるものに非ずして、徹頭徹尾倫理的なりしなり。(大正九年版拙著「經濟學史研究」三六一—四三頁。「三田學會雜誌」第十五卷第四、五、六號所載「プラトーンの國家觀」と之れに對するアリストオテレスの批評参照)。

(附記) アリストフアネスの喜劇「婦人議會」をプラトーンの「國家篇」との關係に就きては「三田學會雜誌」第十七卷第一號所載大城戸忠氏の研究を参照せられたし。尙ほ最新の著書にして兩者の關係に就きて年代學的誤謬に陥れるものに Joyce Ormand Hertzler の The History of Utopian Thought, 1923. あり。同書 p. 100. 參看)。

工場制度を特徴とする資本主義の進展

(マルクスよりテレーラーへ)

向井鹿松

手工業倒れ、家内工業逝きて工場工業が起り、茲に資本主義經濟組織の全盛と其末路を見る。換言すれば工場制度の内には既に社會主義への進化の種子を包藏する。社會主義者は吾等に説く。工場制度は株式會社の形式を採る。此の經營形體の下で經營の所有者と其指揮者の分離を來たすことは、經濟的經營に於て資本家の存在を不必要となすと共に、其不必要を一般社會に示すものとして彼等は之を祝福する。(一) けれども手工業家内工業が倒れて工場工業が起つたやうに、株式會社による大經營は忽ち社會主義への第一階段たることを示すものであらうか。物的基礎さへあれば經營は合理的に行はれるものであらうか。換言すれば